

週休2日促進モデル工事におけるQ & A

2022.3月 作成

2024.4月 修正

	質 問	回 答
1	祝日に終日休工した場合、現場閉所等日にカウントできますか？	土・日・祝日を問わず現場閉所等日にカウントできます。
2	午前のみ、または午後のみ休工とした場合は、0.5日の現場閉所等日としてカウントできますか？ 半日の休工を2日連続で実施した場合、1日の現場閉所等としてカウントできますか？	原則、1日を通して現場閉所等を実施した場合のみをカウントします。 半日など1日に満たない場合は、現場閉所等日にカウントできません。
3	悪天候等の予報で、急に翌日を休工としたい場合、事前に提出してある工程表の休日との変更はできますか？ 作業員が現場に集合したが、悪天候等で作業ができないと判断し、急遽、その日1日を休工とした場合、現場閉所等日となりますか？	降雨、降雪等による予定外の終日休工についても、現場閉所等日としてカウントできます。 現場閉所等日の変更は、直前でも監督員との協議により可能となります。
4	夜間工事の場合、現場閉所等はどのような取り扱いとなりますか？	月曜～火曜にまたがる夜間工事の場合、一般的に月曜（当日）出勤であり、火曜（翌日）出勤ではありません。 昼間工事同様、1日を通して休工となった場合、現場閉所等日となります。
5	A現場の作業員が、A現場の現場閉所等日にB現場で作業した場合、どのような取り扱いになりますか？	現行制度では、A現場が1日を通して休工の場合は、その現場は現場閉所等日とカウントされます。 ただし、AとBの工事現場が連続し、一体とみなされる場合は、現場閉所等日として扱いません。
6	平日の現場閉所等日に主任技術者等が現場事務所でなく、本社で書類作成をした場合は、現場閉所等日となりますか？	現場閉所等日に本社等で書類作成した場合、現行制度では、現場閉所等日として扱うことは可能です。 ただし、時間外勤務、休日出勤などが無いよう、本制度の趣旨に沿った対応をお願いします。
7	現場閉所等日の日数が、週によりバラバラですが、対象期間の平均現場閉所率が4週8休の28.5%以上となっていますが、週休2日を達成したことになりますか？	週により現場閉所等日数が変動してもかまいません。 対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要はありません。 現場着手日（現場に継続的に常駐を開始した最初の日）から現場完了日までの対象期間で現場閉所等日数を整理することとなります。
8	現場完了日は、どのように判断するのですか？	工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を、受発注者間で確認する必要があります。

週休2日促進モデル工事におけるQ & A

2022.3月 作成

2024.4月 修正

	質 問	回 答
9	当初、土日閉所で週休2日を行っていたが、工事終盤に降雨、降雪等により作業不能日が続いた場合、工期の延長は認められますか？	<p>通常想定される気象条件による作業不能日は、不稼働日として工期に含まれているため、工期の延長は認められません。</p> <p>天候不良の日が例年より長いと判断される場合は、受注者の請求による工期の延長は認められます。</p> <p>暴風、豪雨、洪水、地震その他自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰することができない事象が発生し、施工ができないと認められる場合は、中止することで工期の延長が認められます</p>
10	お盆、年末年始に現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数になりますか？	<p>夏季（お盆）休暇は4日間、年末年始休暇は7日間が、週休2日対象期間から除かれます。例） 夏季休暇7日－除外期間4日＝現場閉所3日</p>
11	現場閉所等の確認は、どのように行われますか？	<p>毎月提出する工事履行報告書に現場閉所等日の実績が入った実施工程表を添付し、監督員が実績を確認することとしています。</p>
12	受注者希望型の場合、基本的には4週8休と思いますが、4週6休または7休での計画としても可能ですか？	<p>受注者希望型においても、4週8休を標準としているため、これ以外の計画の場合、モデル工事の実施と認められません。</p>
13	現場完了後、週休2日対応の設計変更に期間を要しますが、その場合、工期延長は可能ですか？	<p>週休2日対応の設計変更は、その期間も含めての工期となるため、原則、工期の延長は認められません。</p> <p>また、毎月提出の履行報告等により工事進捗と達成状況の事前の把握が重要となります。</p>
14	建築関係工事の週休2日補正について、土木工事と同様に共通仮設費、現場管理費等の補正は行わないのですか？	<p>建築関係工事の共通仮設費、現場管理費等の補正については、週休2日を前提とした工期設定をし、共通費積算基準に基づき算出していることから補正は行われません。</p>
15	工事着手日から現場着手日までの準備期間について、起工測量はどちらに該当するのか？	<p>準備期間については、施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の期間になります。</p> <p>ただし、他工事や電柱移転等の影響による待機期間、工事中止期間を除きます。</p>
16	週休2日促進モデル工事の対象外の工事について、契約後、週休2日工事として実施することは可能か？	<p>対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象工事とすることが出来ます。</p> <p>この場合、「受注者希望型」の適用となり、4週8休以上の現場閉所率が確保できた場合、設計変更を行うこととなります。</p>

週休2日促進モデル工事におけるQ & A

2022.3月 作成

2024.4月 修正

17	掲示板の設置費用の計上について、要領から削除されているが、工事掲示板を設置しなくとも良いのか？	<p>要領上、「受注者は、対象期間中、工事現場にモデル工事の対象である旨を明示するものとする」となっており、現場には必ず掲示する必要があります。</p> <p>従前の要領にあった工事掲示板については、仕様等が市発注工事には適合しないと思われることから、共通仮設費への積み上げ計上ではなく、率対象の標示板等での対応としたことから、削除しています。</p>
----	---	--